

2次募集 (7/16~)

旭川市で飲用水の確保にお困りの方へ

飲用水等確保対策補助金

限度額

120万円

(予算額240万円)
募集額120万円

上水道等が未設置の地域等において、飲用水等の確保が困難な市民に対し、供給設備等の設置費用を補助します。

対象地域

- ◆ 水道事業、簡易水道、専用水道等の区域を除く市内の区域(①地域)
- ◆ 上記の区域外であっても上水道等の利用が著しく困難な市内の区域(②地域)

対象者

- ◆ 申請時に①地域に住んでいる方で、水源の枯渇又は水質悪化により対象家屋における飲用水等の確保が困難となった方
- ◆ 申請後に①地域へ転居し、飲用水等の確保が必要な方
- ◆ 申請時に②地域に住んでいる方で、水源の枯渇又は水質悪化により対象家屋における飲用水等の確保が困難となった方
- ◆ 申請後に②地域へ転居し、飲用水等の確保が必要な方

対象事業

- ◆ 飲用水等の供給のために設置する施設の事業費（井戸のボーリング工事等）
- ◆ 水質検査に係る事業費（初回のみ）※詳細については「HP等」をご確認ください。

補助金額

- ◆ 補助対象経費の1/2以内
- ◆ 限度額120万円（千円未満切捨）
- ※ 予算額を超えた場合は、抽選となります。（募集額 **120万円**）

受付期間

- ◆ 令和6年7月16日（火）～8月30日（金）
- ※ 郵送で申込みの場合は、受付期間内必着でお送りください。
- ※ 詳しい手続の流れは裏面に記載してあります。

申請・お問合せ先

〒070-8525

旭川市6条通10丁目旭川市役所（第三庁舎3階）

旭川市 地域振興部 地域振興課

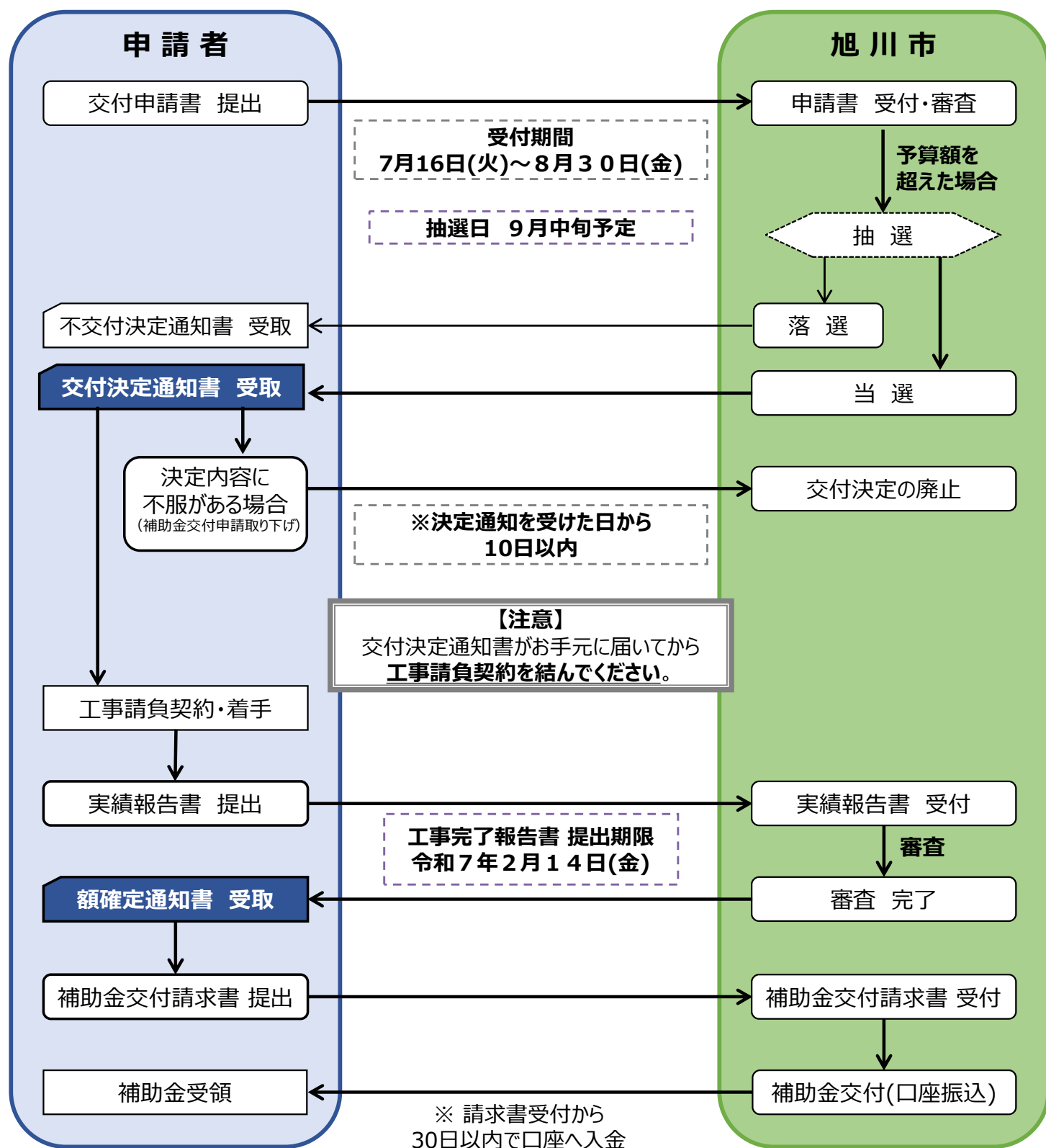
☎：0166-25-5316

二次元コード
（旭川市HP）



申請フロー

申請から補助金の支払までの手続の流れ



※ 一般的な申請までの手続きの流れを示しています。

※ 詳細は補助金交付要綱をご確認ください。

※ ご不明な点は市役所（地域振興課）までお問合せください。